

安治川左岸中之島 GATE ターミナル整備・管理運営事業基本協定書

大阪府（以下、「甲」という。）と事業者（代表者）●●●（以下、「乙」という。）とは、安治川左岸中之島 GATE ターミナル整備・運営事業（以下、「本事業」という。）に関する基本的な事項を定めるため、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関する基本的な事項を定めることにより、本事業を確実かつ円滑に推進することを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

（事業区域）

第3条 事業区域は、安治川左岸の別添図面着色部分（以下、「事業区域」という。）とする。

（事業期間）

第4条 本事業の事業期間は、協定締結の日から、前条の事業区域において営業開始の日から最長で30年後の日が属する年度の末日までとする。

2 甲は、次の事項に該当する場合は、前項に規定する事業期間の終了日を変更することとし、別途乙に通知するものとする。

- (1) 占用許可が取り消された場合
- (2) 占用許可を更新しない場合
- (3) 事業を途中で中止する場合

3 本協定の有効期間は、事業期間と同じとする。

（事業内容）

第5条 乙は、甲が実施した安治川左岸中之島 GATE ターミナル整備・管理運営事業に提案した内容を忠実に実行するものとする。

2 施設の設計、施工、管理及び運営にかかる費用は全額、乙が負担するものとする。

3 乙は、甲が河川管理者から河川法に基づく占用許可を受けるに際して、別紙に示す項目を記載した「事業計画書」を事前に作成し、甲へ提出するものとする。

（指定期日）

第6条 乙は、本協定締結の日から速やかに甲及び各関係機関等と事業調整協議を行うとともに、施設等の整備に掛かる手続き等を行い、工事工程表を工事着手日の45日前

(案)

までに書面にて甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、2025年大阪・関西万博の開幕までに、本事業を開始するものとする。
- 3 本事業の開始には、甲が整備した船着場の利用も含めるものとする。
- 4 乙は、やむを得ない事情により、第2項の指定期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付した書面により甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

(大阪府河川水辺の賑わい協議会への報告)

第7条 甲は、事業の開始から5年毎(計画上の全ての施設等が完成するまでは最長3年毎)に大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会へ本事業の事業報告を行い「継続可」の答申を受けたいうえで占用許可の更新を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の甲が行う手続きに対し、資料作成等の協力を行うものとする。

(地元協議会への報告等)

第8条 乙は、事業内容に関して、中之島ゲート川口周辺エリア水辺活性化協議会(以下、「協議会」という。)において説明を行い、必要に応じて事業内容の修正・改善等を行うものとする。

- 2 乙は、事業の運営状況等について、毎年度末に協議会に事業報告を行うほか、協議会の求めに応じて、事業内容の説明を行い、必要に応じて事業内容の修正・改善等を行うものとする。
- 3 乙は、地域活動に継続的に関わるなど最大限連携するものとする。

(河川法に基づく許可の取得)

第9条 甲は、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく占用許可を河川管理者から取得するものとする。

(使用契約の締結)

第10条 乙は、前条第1項の許可取得後、速やかに甲と事業地の使用契約を結ぶものとする。

- 2 使用契約には、乙が甲に支払う土地の使用料や保証金の額並びに支払い時期及び土地の利用条件等について定める。

(維持管理協定の締結)

第11条 甲と乙は、「公設船着場に係る維持管理協定書」(以下、「維持管理協定書」という。)を締結し、乙は、維持管理協定書に基づき船着場の維持管理・運営を行うものとする。

- 2 甲と乙は、第9条第1項の許可取得後、速やかに維持管理協定書を締結するもの

(案)

とする。

- 3 維持管理協定書には、乙が行う業務の内容、船着場の利用条件等について定める。

(予約証拠金)

第12条 乙は、本協定の締結後、令和●年●月●日までに予約証拠金として金5,300,000円を、第10条に定める使用契約が締結されるまで甲に無利息で預託しなければならない。

- 2 予約証拠金は、使用契約を締結する際に、保証金の一部に充当するものとする。
- 3 正当な理由なく乙が使用契約を締結しないことを理由に甲が本協定を解除したときは、予約証拠金は返還しないものとする。

(甲乙の合意による協定の解除等)

第13条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難と判断される場合、協定を解除しようとする日の6ヶ月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行い、甲乙協議のうえ、甲が同意した場合に限り本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めるとはできない。
- 3 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により乙の所有する施設等が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、乙の責めに帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意のうえ本協定を解除することができる。
- 4 前項の規定により本協定を解除した場合において、甲及び乙は、既納の使用料の取扱について協議することができる。

(原状回復義務)

第14条 乙は、事業期間の満了日又は本協定の解除に伴い甲が指定する期日までに、乙の責により原状に回復(施設の撤去)のうえ大阪府職員立会いのもと返還するものとする。ただし、甲が現状に回復しないことを事前に了承した場合はこの限りではない。

(施設等の維持管理・運営等)

第15条 甲及び乙は、事業区域及びその周辺(西区川口二丁目付近)の美観維持について協力するものとする。

- 2 乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら事業区域の清掃、巡回、点検、警備、維持管理及び修繕を行うものとする。

(案)

(リスク分担)

第16条 事業期間中の甲乙のリスクの分担は別紙2「甲乙のリスク分担表」のとおりとする。ただし、別紙2に定めるもの以外の事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第17条 本協定に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、別途定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年●月●日

甲 大阪府 (代表者)

乙 事業者 (代表者)

(案)

(別紙)

乙は、次の項目を記載した「事業計画書」を事前に作成し、甲へ提出するものとする。

(1) 整備計画

- にぎわい機能の全体像（施設等の配置図、イメージパース）
- 整備する施設等の諸元表、平面図、立面図、断面図、その他工作物等の計画図、インフラ施設計画
- 整備実施スケジュール、工程表

(2) 運営計画

- 運営方針
- 運営形態
- 事業にかかる経費等の収支計画
- 地域との連携に関する方針・体制及び事業者が主体となり実施するにぎわい創出事業等
- 安全対策（事故防止対策、防災・防犯計画など）
- 環境対策（騒音・振動対策など）
- 違法駐車、違法駐輪対策
- 衛生対策（ゴミ管理・処理計画）
- 施設等利用者数及び満足度の把握方法

(3) 施設等の維持管理計画

- 維持管理方針
- 清掃など美観の保持
- 設備等保守点検
- 巡視、点検
- 警備・巡回（不法・迷惑行為、苦情要望への対応等）
- 安全対策（事故防止対策、防災・防犯計画など）
- 事業区域の利用調整に関する方針、受付・連絡調整体制

(4) にぎわい創出事業の企画及び実施並びに誘致

- 企画・運営方針
- 運営形態・体制（甲又は第三者によるイベントとの調整業務を含む。）
- 実施行程及び実施プログラム
- 誘致イベント（イベント概要、実施効果など）
- 安全対策（事故防止対策、防災・防犯計画など）
- 環境対策（騒音・振動対策など）

(5) 舟運事業の企画及び運営計画

- 舟運事業コンセプト
- 実施コース及びコンセプト、乗船客ターゲット

(案)

- 実施期間、営業時間、周遊船等船種、乗船客定員船着場利用料（運営協力金等）
 - 実施体制（従事者配置計画等）
 - 他の水辺拠点や湾岸エリアとの連携策
 - 一般小型船係留の取組への参画方針
 - 当面3年間の運営目標（乗船率、収支等）
 - 公設船着場にかかる維持管理に関する実施計画（体制、内容、頻度等）
- (6) プロモーション活動（広報・宣伝）
- プロモーション活動方針
 - プロモーション活動形態・体制
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) 人員配置計画
- (9) 配置する人員に対する研修計画
- (10) その他良好な管理運営に関すること
- (11) 事業内容の報告（更新申請時のみ）
- (1)～(10)に関する実施状況
 - 事業にかかる経費等の収支状況
 - 施設等関連内訳の実施状況
 - 資金調達計画の実施状況
 - 事業計画の実施状況
 - 本事業の効果（来場者数、消費額等）
- (11) その他事業実施及び評価等に必要であると認められる事項

(案)

(別紙2)

甲乙のリスク分担表

リスクの種類	内容	負担者	
		甲	乙
法令変更	乙が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	乙が行う工事、維持補修、管理運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	事業予定者決定後のインフレ、デフレ		○
金利	事業予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期（※1）		○
資金調達	乙が行う工事等に必要な資金の確保		○
事業の中止・延期	甲の責任による中止・延期（※2）	○	
	乙の責任による・延期		○
	乙の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継ぎコスト	施設運営の引継ぎコストの負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる需要		○
管理運営費の膨張	甲以外の要因による運営費の膨張		○
施設等損傷	甲の所有する施設、機器等の損傷（※3）		○
	乙の所有する施設、機器等の損傷		○
債務不履行	甲の協定内容の不履行（※2）	○	
	乙の事由による業務並びに協定内容の不履行		○
性能リスク	甲が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事故（※4）		○
	施設管理上の瑕疵による事故（※4）		○
警備リスク	乙の警備によるもの		○
管理運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故、さらには衛生管理上の問題による臨時休業等に伴う運営リスク		○

※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

河川敷地を含む周辺地域において自然災害等が発生し、甲が災害対応のため必要と認めた場合（復旧困難な被害を受けた場合を含む）、甲は、乙に対して業務の一部または全部の停止を命じることがある。なお、その場合、甲はこれにかかる一切の補償を行わない。

※2 乙は、甲の責任による事業の中止・延期及び甲の債務不履行による場合を除き、いかなる場合においても甲に対して休業補償等を請求することができない。

※3 甲が整備する船着場、船着場に接続するスロープ及び関連する機器等を対象とする。

※4 乙は、リスクに応じた保険（施設賠償保険など）に加入するものとする。

(案)